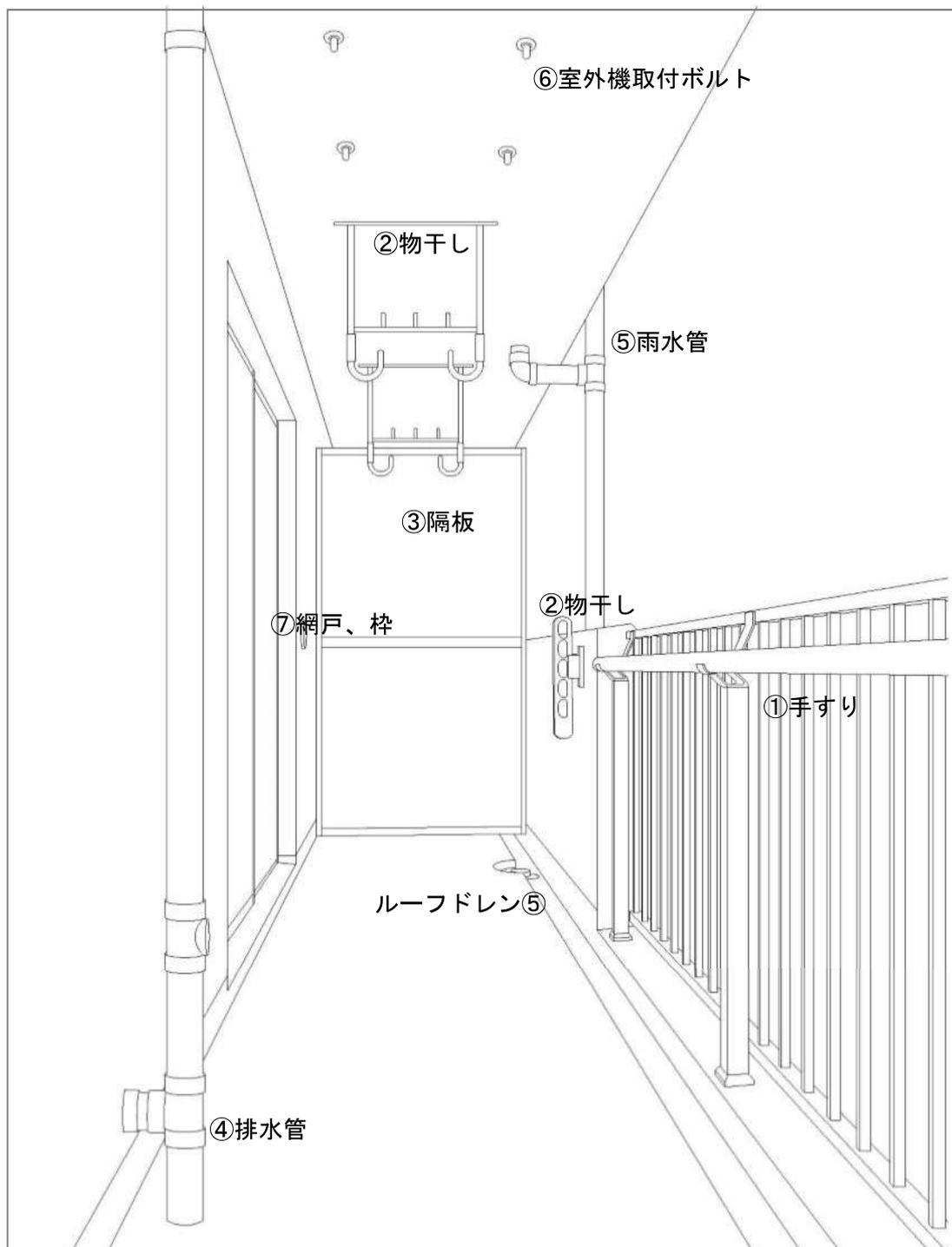


## (8) ベランダ



県に負担区分がある項目についても、入居者の故意・過失によるもの、住宅の使用に支障のないもの、入居者にて設置した設備機器等の損耗等については入居者にて修繕等をお願いします。

例：日常的な清掃を怠ったことによる配管等の詰まりや汚損、破損、異物を流したことによる詰まりや腐食・変色

